

## 指定管理者のモニタリングについて

指定管理者の業務実施状況を把握し、公の施設の良い管理状況を確保するため、上半期、下半期の年2回モニタリングを実施します。

モニタリングでは、施設の利用状況や管理経費、業務の履行状況等をまとめた「指定管理者管理運営状況シート」により、指定管理者による自己評価及び施設所管課による評価を行い、その結果を受け「指定管理者評価委員会」が評価を行います。この評価委員会は、透明性の観点から全て外部委員で構成されます。

評価委員会では、指定管理者の選定基準に基づき評価項目ごとに評価した上、「公平性・透明性」や「効果性」といった区分ごとの評価及びそれらを統括した総合評価を決定します。また、管理運営状況に対し意見を述べます。

モニタリング結果は「指定管理者管理運営状況シート」にまとめ、ホームページにて公表します。

評価は、下記の「モニタリング評価基準」に基づき6段階で行います。

### モニタリングの評価基準

SS, S, A, B, C, Dの6段階評価とし、Aを標準とする

評価	評価基準
SS	協定書、要求水準の内容を上回る業務を履行し、それによって顕著に実績が挙げられている
S	協定書、要求水準の内容どおり又は内容をやや上回る業務を履行し、実績が良好である
A	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している
B	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行しているものの、実績が挙げられていない
C	協定書、要求水準の内容から判断して一部遅滞や不履行がみられ、簡易な改善を要する
D	協定書、要求水準の内容から判断して相当の遅滞や不履行がみられ、早急な改善や市の指導を要する

「実績」・・・評価項目毎の要求水準を通じて導き出される成果や効果のこと

### 評価を数値で行う場合の基準

評価	評価基準	配点
SS	130%以上	140
S	110%以上 130%未満	120
A	90%以上 110%未満	100
B	70%以上 90%未満	80
C	50%以上 70%未満	60
D	50%未満	40